

様式第2号

(表面)

診 断 書

患者氏名		年 月 日生	性別	男・女
患者住所				
疾患名				
症 状	日常生活用具を必要とする身体の状態等			
利用の適否	在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)			

以上のとおり診断します。

年 月 日  
医療機関名  
所在地  
担当医師氏名

印

## (裏面)

医師の皆様へ

小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業の対象となる在宅の小児慢性特定疾患児で、児童福祉法等の施策の対象とならない方が下表の対象者欄に該当する身体的状況にあると認められる場合には、同表の種目欄の日常生活用具を給付することとしておりますので、本制度の趣旨をご理解の上、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

種目	対象者	性能
便器	常時介助を要する者	児童が容易に使用し得るもので手すりをつけることができるもの。
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損傷を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	児童の身体機能の状態を十分踏まえ、おおむね必要な強度と安定性を有し、転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ、歩行器等
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき児童またはその介助者が容易に使用できるもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので児童または介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が児童の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	児童または介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的に監視することが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	児童または介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	児童または介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者	児童または介助者が容易に使用し得るもの